

第 6 章

資料編

第6章 資料編

1 坂戸市児童福祉審議会条例

平成 14 年 3 月 27 日

条例第 6 号

改正

平成 17 年 3 月 23 日条例第 3 号

平成 20 年 12 月 24 日条例第 31 号

平成 26 年 12 月 19 日条例第 37 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、坂戸市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 児童福祉法第 8 条第 2 項に規定する児童の福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に規定する事項を処理すること。
- (3) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務
- (4) 坂戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年坂戸市条例第 25 号）第 3 条第 1 項に規定する事項を調査審議すること。
- (5) 坂戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年坂戸市条例第 26 号）第 3 条第 1 項に規定する事項を調査審議すること。
- (6) その他児童の福祉に関する事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉事業関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年坂戸町条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第31号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第37号）

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

2 坂戸市児童福祉審議会委員名簿

敬称略 順不同

番号	役職	氏名	所属等	選出区分
1		やまかわ 玲子 山川 玲子	川越児童相談所副所長	① 児童福祉事業関係者
2	副会長	あらい 博晶 新井 博晶	坂戸学校法人立幼稚園協会	① 児童福祉事業関係者
3		まちだ 満 町田 満	さつき保育園園長	① 児童福祉事業関係者
4		わだ 幸江 和田 幸江	民生・児童委員	① 児童福祉事業関係者
5		わたなべ 久美子 渡邊 久美子	のびのび保育室	① 児童福祉事業関係者
6		かもした 加奈 鴨志田 加奈	山村学園短期大学講師	② 学識経験者
7	会長	たけした 玲 竹下 玲	明海大学歯学部 社会健康科学講座 口腔衛生学分野 准教授	② 学識経験者
8		にしむら 早苗 西村 早苗	女子栄養大学 実践食事管理研究室 准教授	② 学識経験者
9		ほんま 絹江 本間 絹江	さかど家庭教育 アドバイザーの会	② 学識経験者
10		ふくしま 亜紀子 福島 亜紀子	坂戸市保育をよくする会	③ 子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する子どもの保護者
11		やまだ 勝也 山田 勝也	坂戸市小学校 PTA 連合会	③ 子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する子どもの保護者
12		なかいま 君恵 仲井間 君恵	公 募	④ 公募に応じた市民
13		はいばら 美枝子 榛原 美枝子	公 募	④ 公募に応じた市民
14		なかじま 嘉寿子 仲島 嘉寿子	公 募	④ 公募に応じた市民
15		たきざわ 時夫 瀧澤 時夫	坂戸市商工会理事 (坂戸グランドホテル(株) 取締役会長)	⑤ その他市長が必要と認める者 【事業主を代表する者】

3 坂戸市子どもの貧困対策推進整備計画庁内策定・推進会議設置要領

(平成29年4月25日市長決裁)

(設置)

第1条 坂戸市子どもの貧困対策推進整備計画（以下「計画」という。）の策定及び推進を図るため、坂戸市子どもの貧困対策推進整備計画庁内策定・推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 子育て支援課長
- (2) 市職員のうちから別表に掲げる課の係長以上の職にある者で当該所属長が推薦する者

2 会議に会長を置く。

3 会長は、子育て支援課長をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

別表 (第3条関係)

政策企画課、施設管理課、市民生活課、福祉総務課、子育て支援課、保育課、 障害者福祉課、商工党政課、市民健康センター、教育総務課、学校教育課、社会教育課
--

4 策定経過

平成29年度坂戸市児童福祉審議会

日 程	内 容
第1回 平成29年 5月23日（火）	(1) 坂戸市児童福祉審議会の審議事項について (2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について (3) 子どもの貧困対策の推進について
第2回 6月27日（火）	(1) 坂戸市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (2) 子どもの貧困対策の推進について
調査実施	①「子どものいる世帯の生活状況に関するアンケート調査」の実施 実施期間 平成29年7月12日～7月26日 ②「子どもの貧困に関するヒアリング調査」の実施 実施期間 平成29年7月～9月
第3回 9月26日（火）	(1) 坂戸市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの見直しについて (2) 子どもの貧困対策事業計画について (3) 小規模保育事業所の認可及び確認について
第4回 12月12日（火）	(1)（仮称）坂戸市子どもの貧困対策推進計画の素案について (2) 坂戸市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
市民コメント	実施期間 平成30年1月4日から2月2日
第5回 平成30年 2月9日（金）	(1)（仮称）坂戸市子どもの貧困対策推進計画の市民コメント実施結果について (2) 坂戸市子どもの健やか未来応援プランについて
市長報告会 3月19日（月）	坂戸市子どもの健やか未来応援プランの市長報告

5 市民コメント

「坂戸市子ども健やか未来応援プラン」の策定にあたり、計画案を公表し、以下の内容により、広く市民の意見を募集しました。

1 意見募集期間

平成30年1月4日（木）～2月2日（金）

2 応募資格

市内に在住、在勤、在学している方

3 市民への周知

広報さかど1月1日号及び市ホームページに掲載、応募箱設置

4 素案、応募用紙及び応募箱設置場所

市役所1階の市政情報コーナー及び子育て支援課窓口、並びに各出張所・公民館、中央図書館、入西地域交流センター、市民健康センター、各児童センター、各つどいの広場*

5 募集結果

応募人数 2人 9項目

6 用語解説

あ 行

■応能負担

各自の能力に応じて負担すること。医療・介護・福祉サービスでは、所得に応じて対価や保険料を支払うこと。

か 行

■学校支援員

配慮を必要とする児童生徒に対し、個々の課題に応じた学習活動への指導や、学校生活全般に関する個別指導等、課題の解決に向けたきめ細やかな支援を行うために配置される支援員のこと。

■家庭児童相談室

福祉事務所内に設置されており、子どものしつけや性格、言葉の遅れなど、子どもや育児に関する心配事等の相談を受け付けている。

■国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としている調査。

■子育て支援センター

地域の子育て家庭における育児不安の解消・軽減を目指し、相談事業や子育てサークルの支援、子育ての情報の収集・提供等、子育て家庭に対する育児支援を行う施設。

■子ども食堂

子どもやその保護者及び地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための社会活動。

■子どもの貧困率

貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分（貧困線）に届かない人の割合。子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合。

さ 行

■埼玉県5か年計画

埼玉県が目指す将来像と今後5年間に取り組む施策の体系を明らかにした、県政運営の基本となる行政計画。

■埼玉県学力・学習状況調査

埼玉県教育委員会が実施している、子どもたちの学力や学習に対する興味・関心等に関する調査。「各教育委員会の施策や各学校の指導」と「子供たちの学力」の関係を客観的なデータに基づいて分析し、より効果的な施策や指導により子どもたち一人ひとりの学力を伸ばすことを目的としている。

■埼玉県子育て応援行動計画

子育て支援に関連する5つの法律に基づく計画で、埼玉県の子育て支援の内容や目標等を明確にし、国・市町村と協力した総合的で効果的な子ども・子育て支援を行うための計画。

■坂戸市ふるさとハローワーク

ハローワークが設置されていない市町村で職業相談・職業紹介等を行っている。本市においては、市役所1階に設置されている。

■要保護児童対策地域協議会

虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会で、児童相談所や学校・教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成され、情報の共有と適切な連携の下で対応の協議をする等の調整機関。

■さわやか相談員

児童生徒や保護者等からの相談に応じ、いじめや不登校をはじめとする問題を解消するために、各中学校に配置している相談員のこと。

■児童厚生施設

児童遊園、児童館等、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設のこと。

■児童手当

児童手当法に基づき、児童を養育している者に支給される手当。所得が一定額以下で、中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日まで）の子どもを養育する者が対象。

■児童福祉審議会

児童福祉法に基づき、児童・妊娠婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査・審議するため、都道府県、市町村に置かれる期間。

■児童扶養手当

父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される手当。

■就学援助

経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者へ教育に必要な援助を行う。主な支給費目に学用品費や給食費等がある。

■主任児童委員

児童委員のうち、児童福祉を専門に活動する者。

■生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行う。

■生活保護

経済的に困窮する国民に対して、国や自治体が、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度。

■絶対的貧困

国・地域の生活レベルとは無関係に、人間が生きるために必要最低限の衣食住を満たす生活水準以下の層や個人。

発展途上国への資金提供・技術援助により貧困削減や開発支援を行う世界銀行は 2011 年の購買力平価換算で 1 日あたりの生活費 1.9 ドルを貧困ラインと設定し、それ未満で生活している人々を絶対的貧困層(または極貧層)と定義している。

■相対的貧困

ある国や地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態を指す。

国の国民生活基礎調査における定義は、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者を指す。貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいう。

た 行

■つどいの広場

子育て中の親が気軽に集い、語り合って子育ての不安を解消する場を提供する事業で軽微な相談に応じたり、親子の相手をしたり、子育ての情報提供等を行う。なお、坂戸市では、地域子育て支援拠点事業として一般型 2か所(坂戸つどいの広場、入西つどいの広場)と連携型で 4か所(児童センター 4館)で実施。

■適応指導教室

心に不安や悩みをもち、不登校またはその傾向にある児童生徒を対象に自立や学校復帰のための集団適応力を身につけることを支援する教室のこと。

■特別支援学級

支援が必要な児童生徒一人ひとりの実態に応じて、具体的な目標や指導の内容を設定し、きめ細やかな指導を行う少人数で編成した学級のこと。

■特別支援教育

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その能力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

は 行

■ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしたい人（援助会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う。

■不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が30日以上登校しないあるいはできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

■不登校児童生徒の在籍率

児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合。

■プラットフォーム

周辺よりも高くなった水平で平らな場所を指す言葉であり、施策における拠点や環境、ものごとの基礎・基盤を意味する。

ま 行

■未熟児（低出生体重児）

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であり、正常児が出生時にもつさまざまな機能を得るまでに至るまでの状態にある者のこと。

■民生委員・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民のさまざまな相談、援助を行う地域の相談役。また、民生委員は「児童福祉法」により、児童委員も兼ねており、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談、援助、福祉事務所をはじめ関係機関との調整など、必要な援助を行う。

ら 行

■療育

心身に障害をもつ児童に対して、社会人として自立できるように医療と教育のバランスを保ちながら並行して進めること。

その他

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者の間で起きる、殴る、蹴る等の身体的暴力や、暴言をはく等の精神的暴力、性的強要等の性的暴力、自由に使えるお金を一切渡さない等の経済的に苦痛を与える経済的暴力等の行為。

■OECD（経済協力開発機構）

ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め35ヶ国の先進国が加盟する国際機関であり、国際マクロ経済動向、貿易、開発援助といった分野に加え、最近では持続可能な開発等、新たな分野についても加盟国間の分析・検討を行っている。

坂戸市子どもの健やか未来応援プラン

平成30年3月

【発 行】坂戸市福祉部子育て支援課

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田1-1-1

TEL : 049-283-1331

FAX : 049-283-1673

